

# 5 類移行後の高齢者施設等 の対応について

令和5年6月23日



新潟市福祉部	介護保険課
〃	高齢者支援課
〃	障がい福祉課
保健衛生部保健所保健管理課	

# 5類移行後の基本的な考え方

## 5類移行前

感染症法に基づき、一定期間の自宅療養（外出自粛）



## 5類移行後

感染症法に基づき、行政が感染者に対し、外出自粛を要請することはなくなり、外出を控えるかどうかは季節性インフルエンザと同じく、個人の判断に委ねられる。



高齢者施設等の感染対策は変わらない

## 療養及び就業期間解除の考え方

- ◎発症後5日間が他人に感染させるリスクが高いことから、発症日（無症状の場合は検体採取日）を0日目として、5日間経過するまでは、外出を控えるようにしましょう。
- ◎5日目に症状が続いている場合は、熱が下がり、痰や喉の痛みなどの症状が軽快して24時間経過するまでは、職員は外出を控えましょう。
- ◎業務復帰後は、発症日0日目として10日間経過するまではウイルス排出の可能性があるため、マスク着用等の感染対策を徹底してください。

就業期間の解除については、療養の期間を目安に各施設の判断してください。

## 濃厚接触者の取扱い

- ◎5類移行後、行政が濃厚接触者に対して外出自粛を求めることはありません。
- ◎同居の家族が感染した場合は、ご自身の体調に注意してください。
- ◎感染リスクが高い場合は感染者との最終接触日を0日目として5日間経過するまでは入所者や利用者に直接接触する業務を可能な限り控えるなど対応しましょう。

**「濃厚接触者」の定義はなくなります。ご自身で体調管理してください。**

## 就業時の注意について

### ◎就業前の体調確認

就業にあたっては、検温及び症状チェックを行ってください。

### ◎不織布マスクの着用

→新型コロナは発症前・無症状であっても他者を感染させる性質があります。マスク着用により他者を感染させるリスクを軽減させる効果があることから、職員は入所・通所・訪問問わず、高齢者に接する際は不織布マスクを着用してください。

### ◎手洗い・手指消毒の実施

→引き続き、手洗い・手指消毒を徹底してください。



ウイルスがなくなるわけではないので、基本的な感染対策は変わりません。

## 就業時の注意について

### ◎就業前の体調確認

就業にあたっては、検温及び症状チェックを行ってください。

### ◎不織布マスクの着用

→新型コロナは発症前・無症状であっても他者を感染させる性質があります。マスク着用により他者を感染させるリスクを軽減させる効果があることから、職員は入所・通所・訪問問わず、高齢者に接する際は不織布マスクを着用してください。

### ◎手洗い・手指消毒の実施

→引き続き、手洗い・手指消毒を徹底してください。



**ウイルスがなくなるわけではないので、基本的な感染対策は変わりません。**

# 感染した又は感染リスクが高い入所者・利用者について

## (1) 在宅

- ◎感染した在宅の利用者には、発症日を0日目として5日間経過かつ、症状軽快後24時間経過するまでは、通所サービスの利用や外出を控えて、療養してもらうようにしましょう。
- ◎10日間が経過するまでは、ウイルス排出の可能性があるので、通所施設の利用を控えることが望ましいです。
- ◎やむなく、利用する場合は、不織布マスクの着用、会話の自粛、別室での対応、換気の実施等、他の利用者への感染防止のための配慮を行ってください。

サービスの利用を控えてもらう場合は利用者本人や家族へ十分な説明及び同意を行うようにしてください。

# 感染した又は感染リスクが高い入所者・利用者について

## (2) 施設入所者

- ◎ 入所施設は居室を出ると重症化リスクの高い高齢者が集団生活している空間となることから、陽性となった入所者は、発症日を0日目として5日間経過、かつ、症状軽快後24時間経過するまでは、自室又は感染者用の居室を分離が望ましいです。
- ◎ 10日間が経過するまでは、ウイルス排出の可能性があるので、共有エリアの使用やマスク着用なしで他の入所者との接触は控えてください。入所者自身がマスク着用等の感染対策が難しい場合は、分離の継続が望ましいです。





## 感染した又は感染リスクが高い入所者・利用者について

### (3) 感染リスクが高い者(旧・濃厚接触者)

◎感染者との接触から5日間は特に体調に注意してください。7日目までは発症の可能性があることから、入所施設の共用エリアや通所サービスの利用を控えることが望ましいです。

◎やむなく、利用する場合は、不織布マスクの着用、会話の自粛、別室での対応、換気の実施等、他の入所者・利用者への感染防止のための配慮を行ってください。

サービスの利用を控えてもらう場合は利用者本人や家族へ十分な説明及び同意を行うようにしてください。

## 職員が着用する個人防護具(PPE)

新型コロナは感染力が強く、特に飛沫やエアロゾルによって感染することから、接触する内容、入所者・利用者の状況に応じた個人防護具を適切に着用してください。

接触内容	職員が着用する個人防護具(例)
広範な身体接触や飛沫・体液への直接接触を伴わないケア(見守り、声かけ、配膳、下膳等)	不織布マスク、フェイスシールド・ゴーグル
広範な身体接触や飛沫・体液への直接接触伴うケア(入浴介助、食事介助、排せつ介助、体位変換、リハビリ等)	不織布マスク、フェイスシールド・ゴーグル、ガウン又はプラスチックエプロン
大量の飛沫又はエアロゾルを浴びるケア(喀痰吸引、むせによる咳が多い患者の食事介助等)	N95マスク、フェイスシールド・ゴーグル、ガウン又はプラスチックエプロン



適切なPPEを使用するとともに、平時に着脱の訓練を行いましょう。

## 職員が着用する個人防護具(PPE)

- ◎個人防護具は、正しい使用方法を習得するとともに、平時から着脱訓練を行いましょよう。
- ◎感染発生時に備えて、施設で使用する個人防護具を備蓄しておいてください。

施設向けPPE着脱動画(県ホームページ)

<https://youtu.be/m2Xpn3TNSIU>

職業感染制御研究会ホームページ

安全器材と個人用防護具

<https://www.safety.jrgoicp.org/ppe-3-usage-putonoff.html>



**個人防護具は必ず備蓄してください。**

## 換気や距離の確保について

「換気の悪い密閉空間」「多数が集まる密集場所」「間近で発生する密接場所」の3つの条件がそろくと集団感染が発生しやすくなることから、施設の構造を考慮し、換気したり、他者との一定の距離を確保する等の対策を行きましょう。



### 【効率的な換気の実施】

オミクロン株は、換気が不十分な状況下で、集団感染になりやすいことから、室温の維持や熱中症予防にも留意しつつ、効率的な換気を行ってください。

感染拡大のための効果的な換気について

[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/taisakusuisin/bunkakai/dai17/kanki\\_teigen.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/taisakusuisin/bunkakai/dai17/kanki_teigen.pdf)

## 換気や距離の確保について

### 【適切な距離の確保】

◎食事等の時は、他の入所者・利用者と十分な距離を確保してください。対面とならないような座席配置等、施設の構造に合わせて、工夫して対応するようにしてください。

◎職員の休憩室等では、対面とならないような座席配置等、一度に複数の利用にならない等の工夫により対応するようにしてください。



## 面会について

### 【感染対策を意識した面会の実施】

- ◎入所施設については、入所者の心身の維持、QOLを低下させないためにも、積極的な面会の実施をご検討ください。
- ◎面会の実施可否、方法にあたっては、施設内や地域での感染状況を考慮し、管理者の判断で、オンライン面会、アクリル板や窓越しの面会など感染対策を意識、工夫して実施してください。

厚生労働省作成リーフレット

<https://www.mhlw.go.jp/content/001048692.pdf>



## 入所者・利用者の体調管理・状況把握について

- ◎入所者・利用者の日頃の体調管理を行い、体調変化に気づけるよう記録を取ってください。
- ◎訪問・通所サービスについては、利用者や家族から体調を聞き取ったり、利用前に検温を行うなど体調管理を行ってください。
- ◎平時から入所者・利用者、家族とのコミュニケーションを取り、適宜情報共有を行うことでトラブルや苦情の防止に繋がります。また、体調不良等の緊急時の連絡先を確保してください。
- ◎入所者・利用者がどのような医療やケアを望んでいるか、事前にACP(アドバンス・ケア・プランニング)を行ってください。ACPを踏まえ、入所者・利用者が陽性になった場合の治療方針等について、事前に囑託医、協力医、かかりつけ医と相談し

## 入所者・利用者の体調管理・状況把握について

ておきましょう。また、入院に関して事前に協力医療機関と相談しておいてください。



## 嘱託医・協力医・かかりつけ医との連携について

- ◎入所系施設においては、入所者・利用者が感染した場合に備えて、事前に嘱託医・協力医療機関・かかりつけ医と相談しておく必要があります。
- ◎感染が発生した際は、すぐに救急車を呼ばずに、まず嘱託医・協力医療機関・かかりつけ医に相談してください。
  - 入院調整は施設の医師から行ってもらうことになります。
  - 入院の受け入れ先が決まってから、救急要請してください。
- ◎受診するか迷った場合は県作成「新型コロナに罹患した施設入所者等の病院受診の目安」をご確認ください。また、新型コロナ健康相談センターや救急医療電話相談#7119も活用してください。

## 職員の体調管理について

- ◎日頃から職員の体調管理を行いましょう。
- ◎職員が受診するか迷った場合は、下記の新型コロナ健康相談センターや救急医療電話相談#7119などを活用してください。

新型コロナ健康相談センター  
025-385-7634  
025-385-7541  
025-256-8275  
土日祝日含む24時間対応

救急医療電話相談  
#7119

AI救急アプリ



## 職員の体調管理について

- ◎職員の感染により、出勤困難となる場合に備えて、管理者を含めた職員の業務を、他の職員ができるようにあらかじめ準備しておきましょう。
- ◎クラスター発生時は職員が疲弊しないように、メンタル面も含めたケアや職員間のコミュニケーションが大切です。



## BCP(業務継続計画)について

- ◎感染症や大地震などの災害が発生すると、通常通りに業務を実施することが困難になります。業務を中断させないように準備するとともに、優先業務を実施するため、事前に検討した方策を計画書として作成してください。
- ◎多くの職員が感染し、出勤困難となった場合、通常業務に感染対策等の業務が加わり、急激に業務量が増加します。
- ◎多数の職員が感染した場合に、同一法人内の他施設からの応援・協力体制をあらかじめ法人内で決めておきましょう。
- ◎BCPは、職員不足時において健康・身体・生命を守る機能を優先的に維持しつつ、感染者が施設・事業所内で発生した場合でもサービス提供を継続させることが目的です。

## BCP(業務継続計画)について

◎作成しただけでなく、計画に基づき、研修・訓練を行い、いざという時に使えるものにしましょう。また、作成後の状況変化や研修・訓練の結果により、適宜見直しも必要です。

◎平時から準備を行い、管理者だけでなく職員間で共有することが重要です。

介護施設・事業所における業務継続計画(BCP)作成支援研修

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/douga\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html)

介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000817384.pdf>

## 保健所への相談

◎感染対策で困った場合、クラスター発生の相談、研修の希望は新潟市保健所へご相談ください。

新潟市保健所保健管理課感染症対策室 新型コロナ相談電話

025-212-8194

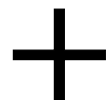
8時30分から17時15分まで(土日祝日を除く)

◎クラスター発生時のCHAIN(新潟県医療関連感染制御コンソーシアム)等の専門職の現地指導も必要の応じて行います。  
(希望されるすべての施設等に訪問は不可)

## 感染報告について

◎1週間あたり10人以上の感染者が発生した場合は  
保健所と市施設所管へ感染報告を行ってください。

新潟市保健所保健管理課



介護保険課(介護保険施設・事業所)

高齢者支援課(有料・軽費・養護・サ高住)

障がい福祉課(障がい福祉施設)

◎メール又はFAX(市担当課の連絡先参照)に送付してください。  
報告様式は市ホームページからダウンロードしてください。

[https://www.city.niigata.lg.jp/iryo/kenko/yobou\\_kansen/kansen/covid-19/hokenkanri20220902.html](https://www.city.niigata.lg.jp/iryo/kenko/yobou_kansen/kansen/covid-19/hokenkanri20220902.html)

## 入所系施設の対応のまとめ

◎入所系施設の対応について、新潟市のホームページに掲載していますのでご活用ください。

[https://www.city.niigata.lg.jp/iryo/kenko/yobou\\_kansen/kansen/covid-19/hokenkanri20220902.html](https://www.city.niigata.lg.jp/iryo/kenko/yobou_kansen/kansen/covid-19/hokenkanri20220902.html)

※引用資料は5類移行前の内容が記載されている場合があります。

◎介護現場における感染対策の手引き(第2版)(厚労省作成)

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001048000.pdf>

◎高齢者介護施設における感染対策マニュアル(厚労省作成)

[https://www.city.niigata.lg.jp/iryo/kenko/yobou\\_kansen/kansen/covid-19/hokenkanri20220902.files/03.pdf](https://www.city.niigata.lg.jp/iryo/kenko/yobou_kansen/kansen/covid-19/hokenkanri20220902.files/03.pdf)



## 入所系施設の対応のまとめ

◎高齢者・障害者施設向け感染予防・感染拡大防止に係る  
チェックリストマニュアル(R5. 5県医療調整本部作成)

<https://www.pref.niigata.lg.jp/uploaded/attachment/363294.pdf>

<https://www.pref.niigata.lg.jp/uploaded/attachment/363158.pdf>

◎新型コロナに罹患した施設入所者等の病院受診の目安(R5.  
4県医療調整本部作成)

[https://www.city.niigata.lg.jp/iryo/kenko/yobou\\_kansen/kansen/covid-19/hokenkanri20220902.files/02.pdf](https://www.city.niigata.lg.jp/iryo/kenko/yobou_kansen/kansen/covid-19/hokenkanri20220902.files/02.pdf)

# 新潟市の担当課への連絡

## ◎新潟市の担当課への連絡先

連絡先	電話	FAX	E-mail
保健所保健管理課	025-212-8194	025-246-5672	hokenkanri@city.niigata.lg.jp
介護保険課（介護保険施設）	025-226-1273	025-224-5531	kaigo@city.niigata.lg.jp
高齢者支援課（有料、軽費、養護、サ高住）	025-226-1295	025-222-5531	koreisha@city.niigata.lg.jp
障がい福祉課（障がい福祉施設）	025-226-1241	025-223-1500	shogai.wl@city.niigata.lg.jp

平日8時30分から17時15分まで（土日祝日を除く）